

2016年目標

レギュラーコース

第1回体験講義用
テキスト

所得税法

INCOME TAX



基本テキスト
NO. 1

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー P 1 ~30

所得税法レギュラーコース基本テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	テーマ	基本 テキスト	トレ ーニング	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー	個 別 計 算 問 題 集 「TAC出版」
第 1 回	所得税の学習にあたって 所得税の計算体系	P. 1 ゝ P. 30	P. 1 ゝ P. 5	/	/	/
第 2 回	各種所得の金額の計算	P. 31 ゝ P. 52	P. 6 ゝ P. 9	1-1 ゝ 5-1	2-1 ゝ 2-4	/
第 3 回	各種所得の金額の計算	P. 53 ゝ P. 78	P. 9 ゝ P. 14	6-1 ゝ 8-4	2-1 ゝ 2-5	/
第 4 回	各種所得の金額の計算 青色申告等	P. 79 ゝ P. 104	P. 14 ゝ P. 22	9-1 ゝ 10-4 3-1 ゝ 3-2	2-1 9-9 9-11	/
第 5 回	課税標準の計算	P. 105 ゝ P. 128	P. 23 ゝ P. 27	11-1 ゝ 11-3 11-14 ゝ 11-17	5-1 ゝ 5-4	第13章
第 6 回	課税所得金額の計算	P. 129 ゝ P. 150	P. 29 ゝ P. 33	12-1 ゝ 12-14 12-19 ゝ 12-20	6-1 ゝ 6-3	第14章
第 7 回	課税所得金額の計算	P. 151 ゝ P. 182	P. 34 ゝ P. 40	12-15 ゝ 12-18 12-22 ゝ 12-23 12-26 ゝ 12-33	6-1 6-4 ゝ 6-6	第14章
第 8 回	実力テスト（通信添削問題） 納付税額の計算 確定申告等	P. 183 ゝ P. 196	P. 41 ゝ P. 43	13-1 13-5 ゝ 13-6	7-2 9-1 10-1 10-2	第15章 第16章

凡 例

(1) 教材中に引用する法令については、下記の略称を使用する。

法	……………	所得税法
令	……………	所得税法施行令
規	……………	所得税法施行規則
措 法	……………	租税特別措置法
措 令	……………	租税特別措置法施行令
措 規	……………	租税特別措置法施行規則
国通法	……………	国税通則法
復財法	……………	復興財源確保法
基 通	……………	所得税基本通達
個 通	……………	個別通達
措 通	……………	租税特別措置法関係通達
災免法	……………	災害減免法
災免令	……………	災害減免法施行令
耐省令	……………	耐用年数省令
耐 通	……………	耐用年数通達

引 用 例

法30③一	……………	所得税法第30条第3項第一号
基通2－1	……………	所得税基本通達2－1

(注) 平成27年8月1日現在の法令通達による。

基本的法律用語

(1) 「みなす」と「推定する」

「みなす」 → ある事物と性質が異なる事物を、法律関係では同一視することをいう。
なお、反証は認められない。

「推定する」 → ある事物と同一であるか異質であるかは、不明な他の事物を一応法律上
同一視することをいう。

したがって、反証があれば、同一視する法律効果は生じないこととなる。

「みなす」 → その超える部分の金額は、剰余金の配当等とみなす。(法25①)

「推定する」 → 借地権等の設定の対価の額が、地代年額の20倍以下である場合には、譲渡行為に該当しないものと推定する。(令79③)

(2) 「以上」、「以下」、「超」、「未満」

「以上」、「以下」	基準点になる数量等を含む。
「超」、「未満」	基準点になる数量等を含まない。

「以上」 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。(法2①三十四の四)

「以下」
「超」 → 譲渡とみなされる行為は、建物等の所有を目的とする借地権等の設定のうち、その対価の額が土地の価額の10分の5相当額を超えるものとする。(令79①)

(3) 「以前」、「前」、「以後」、「後」

「以前」、「以後」	基準点になる時点を含む。
「前」、「後」	基準点になる時点を含まない。

1月1日前
12月31日以前 $\supset$ 1月1日以後

1月1日以前 $\supset$ 1月1日後
1月2日以後

その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日までに、申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。(法144)

(4)「又は」「若しくは」 … 選択的接続詞

大きな選択的連結に「又は」を用い、小さな選択的連結に「若しくは」を用いる。

居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、～。(法62①)

(5)「及び」「並びに」 … 併合的接続詞

大きな併合的連結に「並びに」を用い、小さな併合的連結に「及び」を用いる。

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配（以下「利子等」という。）に係る所得をいう。（法23①）

(6)「その他の」、「その他」

Aその他のB → AはBの1つの例示

∴AはBに含まれている。

Aその他B → AはBに含まれていない。

その他の

その他

A
B

A
B

「その他の」 → 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業 その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得をいう。（法27①）

「その他」 → 有価証券とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券 その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。（法2①十七）

(7)「場合」、「とき」、「時」

前提条件が2つあるときにおいて、大きな前提条件には「場合」を用い、小さな前提条件には「とき」を用いる。なお、「時」は時間的な表現である。

「場合」 → 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、
「とき」 → ～の計算上生じた損失の金額があるときは～。（法69②）

「時」 → ～当該利益を享受する時における価額とする。（法36②）

(8)「者」、「物」、「もの」

「者」 → 人格をもつ自然人及び法人を示す。

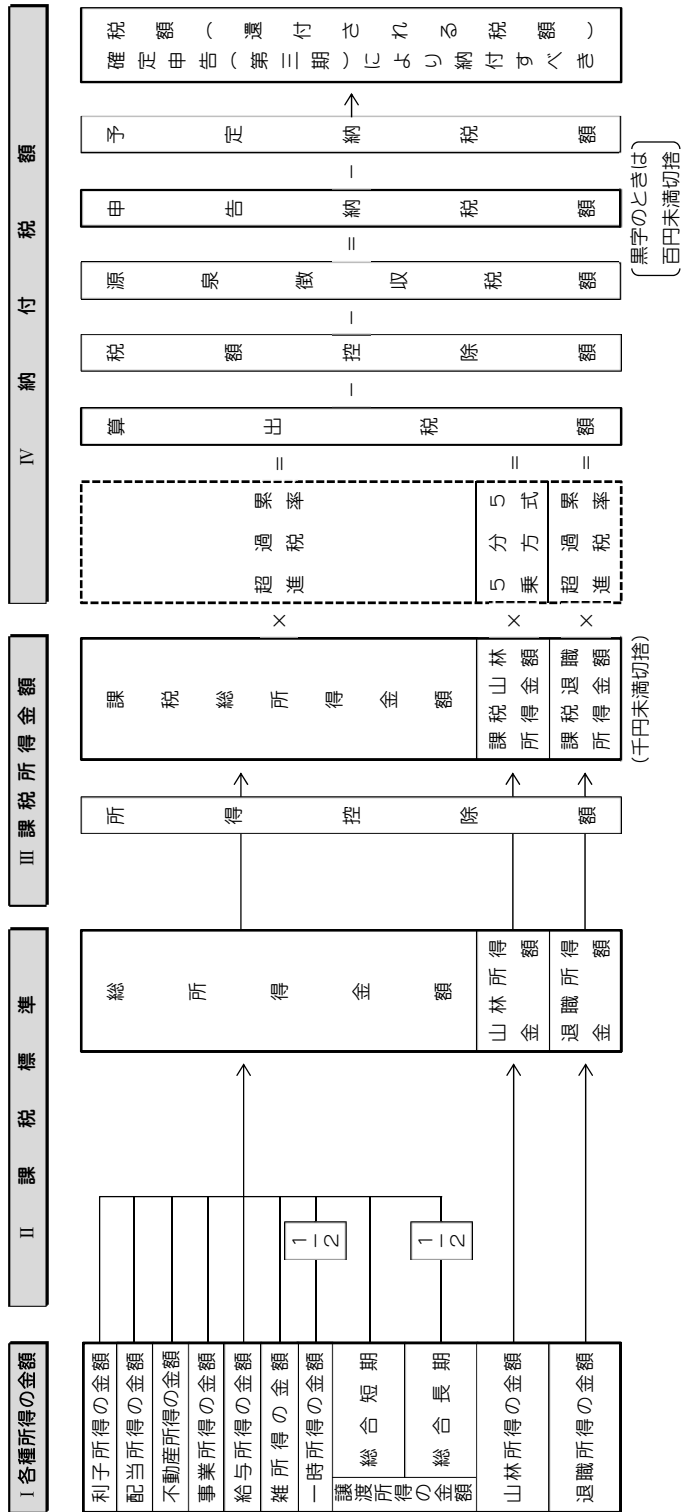
「物」 → 人格者以外の有体物を示す。

「もの」 → ① 「者」又は「物」にはあたらない抽象的なものを示す。
② 代名詞として前の言葉を受ける使い方。

「者」 → 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする
「もの」 → もののうち合計所得金額が38万円以下である者をいう。（法2①三十三）

「物」 → ～その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利～）とする。
（法36①）

所得税額の計算体系表（第1回用）



↑ 10種類の各種所得に区分して、所得計算をする。

↑ 山林所得と退職所得以外を総合する。その際、一時所得と総合長期譲渡所得は2分の1する。

↑ 課税標準から所得控除額を控除する。（個人的事情を考慮）

↑ 課税所得金額に税率を乗じて税額を計算し、その金額から税額控除額などを控除して、納付税額を計算する。

… 租税特別措置法の規定

〔黒字のちね〕 拾切未田百

第 1 回

<今回の学習内容>

●テーマ1 所得税の学習にあたって

- 1-1 学習範囲及び他の法律との関係
- 1-2 所得税の納税義務者

●テーマ2 所得税の計算体系

- 2-1 所得税の計算体系
- 2-2 第1段階 各種所得の金額
- 2-3 第2段階 課税標準
- 2-4 第3段階 課税所得金額
- 2-5 第4段階 納付税額

テーマ 1 所得税の学習にあたって

理論：重要度 —

計算：重要度 —

所得税は、私たち個人が一暦年間（その年1月1日から12月31日までの1年間）に稼いだ所得に対して課される国税で、納税者自身がその所得とその所得税額を計算して申告し納税する、申告納税方式の税金である。

そこで、所得税法の学習にあたって、学習範囲、納税義務者などについて学習する。

◆ 本試験の出題形式

所得税法は、【第1問】理論問題（50点）と【第2問】計算問題（50点）が出題される。

第1問の理論問題は、最近では応用問題が2題出題される。

第2問の計算問題は、最近では総合問題が2題から3題出題される。

【第1問】 理論問題（50点）

応用問題 2 題

【第2問】 計算問題（50点）

総合問題 2 題～3 題



このテーマの学習内容

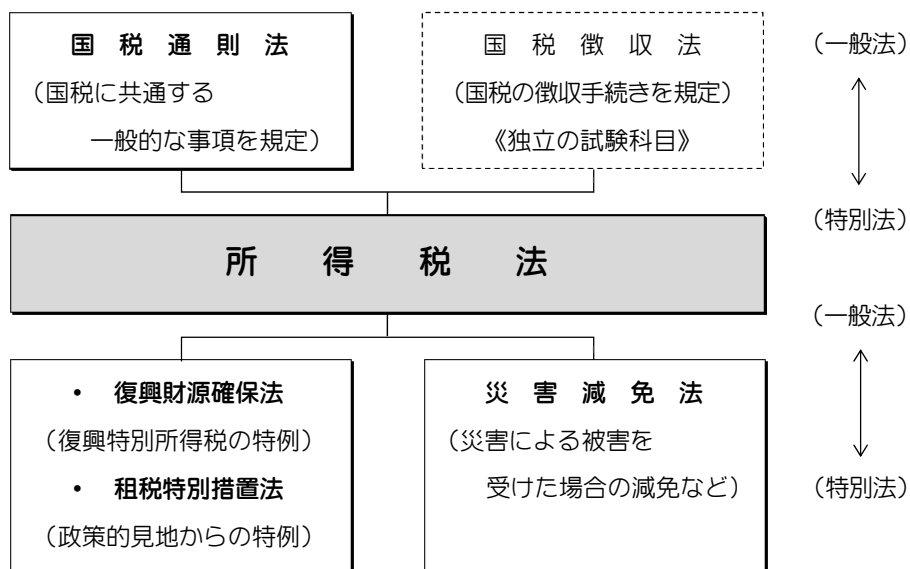
テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1 - 1	学習範囲及び他の法律との関係	No. 1 第 1 回
1 - 2	所得税の納税義務者	No. 1 第 1 回

1-1 学習範囲及び他の法律との関係

1 所得税法の学習範囲

次のとおり所得税法のみならず、国税通則法、租税特別措置法及び災害減免法等に定める関係事項も含まれる。

なお、税理士試験において、国税徴収法は独立の試験科目とされているため、試験範囲からは除かれる。



研究 復興特別所得税（詳細は後日学習）

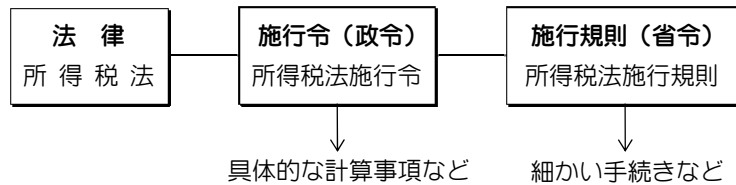
平成25年から平成49年までの25年間、所得税の納税義務がある者は、その所得税額の2.1%相当額の復興特別所得税の納税義務がある。

当分の間、復興特別所得税については、考慮しないものとする。

2 法律構成

所得税法には**施行令（政令）**と**施行規則（省令）**が付属しており、一体となつて一つの体系をなしている。

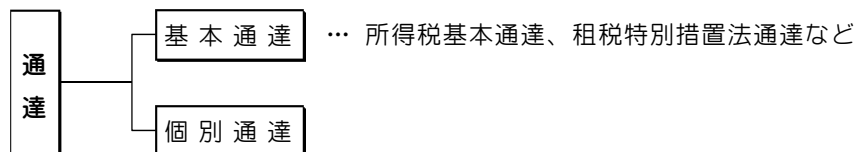
これは、所得税に関する事項のすべてを所得税法で規定することは困難であるため、重要事項は所得税法で規定し、**具体的な計算方法や細かい手続き**などは施行令・施行規則で定めている。



3 通達

通達は、法令の具体的な**解釈指針**である。

なお、**通達での特例**は、計算問題の答案作成上は重要であるが、理論問題の答案作成上は考慮する必要はない。



1 - 2 所得税の納税義務者

1 納税義務者の種類

所得税は所得のある個人に対して課税することを原則とするが、所得税では、個人を次のように区別している。

居 住 者 (※ 1)	① 国内に住所を有する個人	非永住者以外	非永住者以外の居住者 (※ 3)
	② 国内に引続き 1 年以上居所を有する個人	非 永 住 者 (※ 2)	日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人
非居住者	居住者以外の個人		

(注 1) 住所とは、生活の本拠をいう。

(注 2) 居所とは、住所以外の場所で、相当期間継続して居住する場所をいう。

- ※ 1 日本に住所があれば、居住者に該当する。
- ※ 2 日本国籍を有していなくても、日本に 1 年以上住んでいれば、居住者に該当する。
- ※ 3 当分の間、「非永住者以外の居住者」を前提に学習していきます。

2 課税所得の範囲

1. 非永住者以外の居住者（全ての所得）

国内源泉所得	国外源泉所得
--------	--------

2. 非永住者

国内源泉所得	国内で支払 国外から送金	
--------	-----------------	--

3. 非居住者

国内源泉所得	
--------	--

※ 国内源泉所得とは、国内において発生した（稼いだ）所得で一定のものをいう。

※ 私たちは非永住者以外の居住者に該当し、国内外を問わず、全ての所得に対して所得税が課税される。

column 所得税の基本原則

所得税は、個人の所得に課税する税金ですが、その原則は、次の3つから成っています。

1. 個人単位課税の原則（課税単位）

所得税は、所得を稼得した**個人1人1人**に課税することを原則としています。

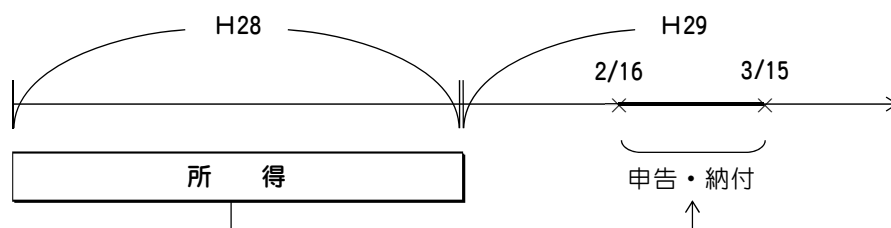
個人所得税は、世界的に見ても個人単位で課税する国が多いですが、アメリカやドイツでは夫婦単位による課税を選択することができますし、フランスでは世帯単位で課税をします。税金ではないですが、日本でも国民健康保険の保険料などは、世帯単位で計算されます。

2. 暦年単位課税の原則

所得税は、**一暦年間**（その年1月1日から12月31日までの期間）を課税期間としています。

法人であれば、事業年度を定めて、任意の期間を法人税の課税期間とすることが可能ですが、個人はそれが認められず、所得税は、一律、一暦年間を課税期間としています。

そのため、確定申告の時期も1年に1回（翌年2月16日から3月15日）となっています。



3. 応能負担の原則

所得税は、**担税力に応じた課税**をします。担税力とは、税金を負担することが出来る能力をいい、三つの視点で担税力を考慮して、担税力の弱い人には、なるべく税金が少なくなるようにし、反対に担税力の強い人には、相当程度の税金を負担してもらうようにしています。

(1) 質的担税力の考慮

10種類の各種所得に分類して、性質に見合った所得計算をする。

(2) 量的担税力の考慮

所得は、原則として総合し、超過累進税率により税額計算する。

(3) 生活面での個人的事情の考慮

けがや病気などによる医療費の支出、家族を養っているなどといった生活面での事情も考慮しながら計算する。（所得控除）

テーマ 2

所得税の計算体系

理論：重要度 ー

計算：重要度 ★★★

所得税は、一定の趣旨から非課税とされる所得があるため、それらを除外した所得を基に所得税の額を計算する。

なお、所得税の額は、質的担税力や量的担税力、さらには個人的事情を考慮するため、4段階で計算することとしている。

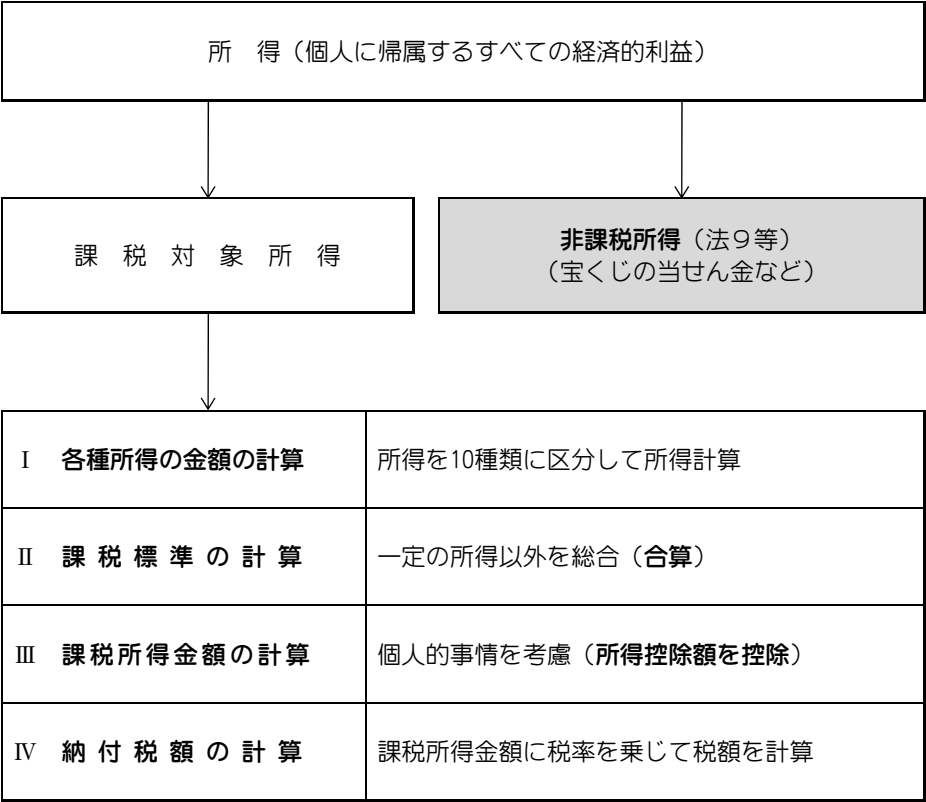


このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	所得税の計算体系	No. 1 第 1 回
2-2	第 1 段階 各種所得の金額	No. 1 第 1 回
2-3	第 2 段階 課税標準	No. 1 第 1 回
2-4	第 3 段階 課税所得金額	No. 1 第 1 回
2-5	第 4 段階 納付税額	No. 1 第 1 回

2-1 所得税の計算体系

■ 所得税の計算体系（法21）



<メ モ>

2-2 第1段階 各種所得の金額

1 10種類の各種所得

所得を次の10種類の各種所得に区分し、所得の金額を計算する。

1. 利子所得

銀行預金の利子、公社債の利子など

2. 配当所得

配当金など

3. 不動産所得

地代、家賃など（不動産の貸付けによる所得）

4. 事業所得

小売業の所得など

5. 給与所得

給料手当や賞与など

6. 退職所得

退職一時金など

7. 山林所得

保有期間が5年を超える山林（松、杉など）の譲渡による所得

8. 譲渡所得 …… 2参照

資産（絵画、骨とう品など）の譲渡による所得

※ 保有期間によって、短期・長期の2つに区分して計算する。

9. 一時所得

クイズの賞金、懸賞の当選金品など

10. 雑所得 …… 3参照

その他の所得（次の2つに区分して計算する）

(1) 公 的 年 金 等 … 国民年金など

(2) その他の雑所得 … 友人に対する貸付金の利子など

2 譲渡所得の金額

保有期間によって、次の2つに区分して計算する。

保有期間5年以下 ⇒	総合短期
保有期間5年超 ⇒	総合長期

❖ 「総合短期」と「総合長期」は、第2段階の課税標準の計算での取扱いが異なることから合計しない。

3 雑所得の金額

次の2つに区分して計算する。

(1) 公的年金等
国民年金、厚生年金など
(2) その他の雑所得
友人に対する貸付金の利子など

❖ 「公的年金等」と「その他の雑所得」に区分計算し、合計する。

計算パターン

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
事 業 所 得	×××	
給 与 所 得	×××	
譲 渡 所 得		
(総合短期)	×××	⇨ 合計しない
(総合長期)	×××	⇨ 合計しない
雑 所 得	×××	1 公的年金等 ××× 2 その他の雑所得 ××× 3 1 + 2 = ××× ⇨ 合計する

設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年（平成28年）分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資 料〕 本年中の所得の資料

(1) 株式の配当金に係る所得	230,000円
(2) アパートの貸付けに係る所得	3,000,000円
(3) 物品販売業に係る所得	9,000,000円
(4) 給料及び賞与に係る所得	3,600,000円
(5) 退職一時金に係る所得	4,000,000円
(6) 保有期間5年超の山林の譲渡に係る所得	6,000,000円
(7) 保有期間5年以下の絵画の譲渡に係る所得	200,000円
(8) 保有期間5年超の骨とう品の譲渡に係る所得	700,000円
(9) クイズの賞金に係る所得	400,000円
(10) 厚生年金に係る所得	530,000円
(11) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	70,000円

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得		
不 動 産 所 得		
事 業 所 得		
給 与 所 得		
退 職 所 得		
山 林 所 得		
譲 渡 所 得 (総合短期) (総合長期)		
一 時 所 得		
雑 所 得		1 公的年金等 2 その他の雑所得 3 1 + 2 =



解説

譲渡所得は、総合短期と総合長期に**区分したまま**記入するが、**雑所得**は、公的年金等とその他の雑所得に区分して計算した後に**両者を合計**する。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	230,000	
不 動 産 所 得	3,000,000	
事 業 所 得	9,000,000	
給 与 所 得	3,600,000	
退 職 所 得	4,000,000	
山 林 所 得	6,000,000	
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	200,000	
(総 合 長 期)	700,000	
一 時 所 得	400,000	
雑 所 得	600,000	1 公的年金等 530,000 2 その他の雑所得 70,000 3 $1 + 2 = 600,000$

➡トレーニング 問題1

2-3 第 2 段階 課税標準

■ 課税標準の計算

(1) 総所得金額

山林所得の金額と退職所得の金額以外のものを総合して、『総所得金額』を計算する。

その際、総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、2分の1する。

利子所得 + 配当所得 + 不動産所得 + 事業所得 + 給与所得 + 雑所得

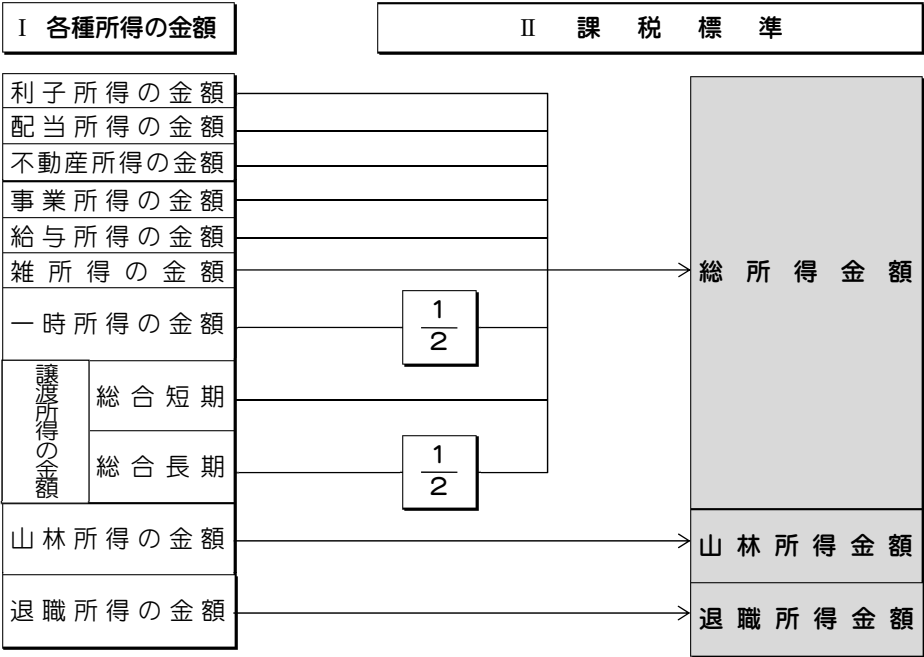
+ 総合短期譲渡所得 + (総合長期譲渡所得 + 一時所得) × $\frac{1}{2}$

(2) 山林所得金額

山林所得の金額は、『山林所得金額』という課税標準となる。

(3) 退職所得金額

退職所得の金額は、『退職所得金額』という課税標準となる。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資 料〕 本年分の各種所得の金額

(1) 配当所得の金額	230,000円	(7) 譲渡所得の金額	
(2) 不動産所得の金額	3,000,000円	(総合短期)	200,000円
(3) 事業所得の金額	9,000,000円	(総合長期)	700,000円
(4) 給与所得の金額	3,600,000円	(8) 一時所得の金額	400,000円
(5) 退職所得の金額	4,000,000円	(9) 雑所得の金額	600,000円
(6) 山林所得の金額	6,000,000円		

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総所得金額		
山林所得金額		
退職所得金額		
合 計		

解 説

Ⅱ 課税標準

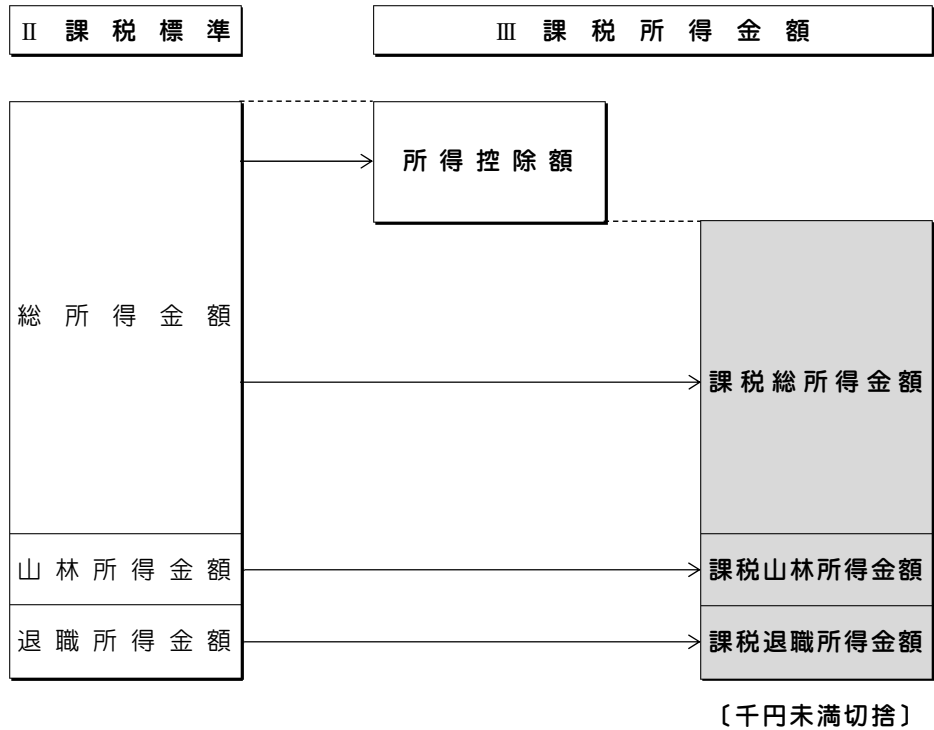
摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総所得金額	17,180,000	$230,000 + 3,000,000 + 9,000,000 + 3,600,000 + 200,000$ 配当不動産事業給与総短 $+ 600,000 + (700,000 + 400,000) \times \frac{1}{2} = 17,180,000$ 雑総長一時
山林所得金額	6,000,000	
退職所得金額	4,000,000	
合 計	27,180,000	

- (1) 総所得金額の計算上、総合長期譲渡所得と一時所得は2分の1する。
- (2) 山林所得と退職所得は分離課税（別課税標準）なので、そのまま転記する。
- (3) 所得控除の順序を意識し、総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の順に解答する。

2-4 第 3 段階 課税所得金額

■ 課税所得金額の計算

- (1) 課税標準から**所得控除額**を控除する。
なお、所得控除額は、**まず総所得金額から控除**し、控除しきれない部分の金額は、山林所得金額及び退職所得金額から順次控除する。
- (2) 課税所得金額の名称は、次のとおりである。
① **総所得金額** ⇒ **課税総所得金額**
② **山林所得金額** ⇒ **課税山林所得金額**
③ **退職所得金額** ⇒ **課税退職所得金額**
- (3) 各課税所得金額に税率を適用するため、**千円未満の端数を切捨てる**（国税通則法）。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

〔資 料〕

1. 本年分の課税標準

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 総所得金額 | 17,180,000円 |
| (2) 山林所得金額 | 6,000,000円 |
| (3) 退職所得金額 | 4,000,000円 |

2. 本年分の所得控除額

2,890,280円

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額		
課税山林所得金額		
課税退職所得金額		

解 説

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額	14,289,000	$17,180,000 - 2,890,280 = 14,289,000$ (千円未満切捨)
課税山林所得金額	6,000,000	
課税退職所得金額	4,000,000	

- (1) 総所得金額から所得控除額を控除して、課税総所得金額を計算する。
- (2) 山林所得金額と退職所得金額は、そのまま転記する。
- (3) 各課税所得金額に千円未満の端数がある場合には切捨てる。

※ 計算過程欄に『千円未満切捨』のコメントを記入する。

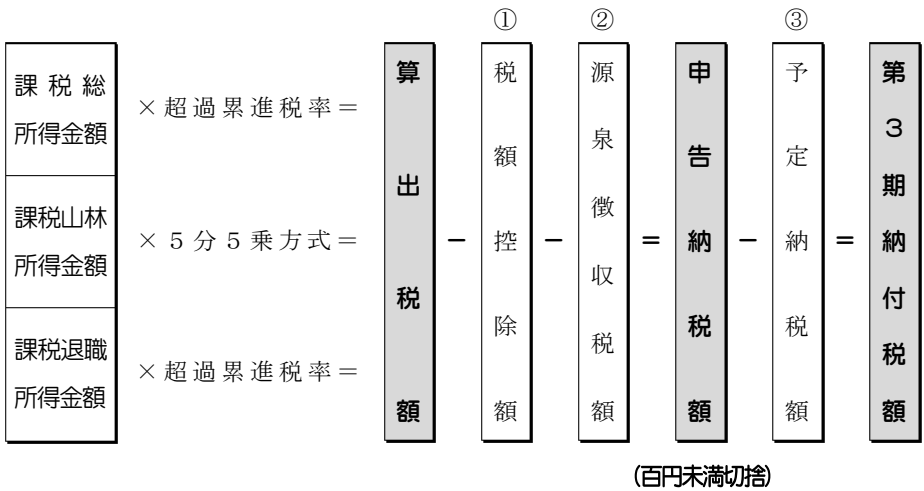
トレーニング 問題4・5

2-5 第 4 段階 納付税額

1 納付税額の計算

(1) 算出税額	各課税所得金額に税率を乗じて、それを合計する
(2) 税額控除額 ①	配当控除額など
(3) 源泉徴収税額 ②	給料などから、天引きされた源泉徴収税額（前払税額）
(4) 申告納税額	(1)－(2)－(3)＝×××（百円未満切捨）
(5) 予定納税額 ③	7 月と11月に納付した予定納税額（前払税額）
(6) 第 3 期納付税額	(4)－(5)＝×××（確定申告で納付すべき所得税額）

IV	納	付	税	額
----	---	---	---	---



〔例 示〕納付税額の計算の流れ

① 算出税額	900,000円
② 配当控除額	20,000円（代表的な税額控除）
③ 源泉徴収税額	63,620円
④ 予定納税額	200,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
算 出 税 額		
配 当 控 除 額		
源泉徴収税額		
申告納税額		
予定納税額		
第3期納付税額		

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
算 出 税 額	900,000	
配 当 控 除 額	△ 20,000	
源泉徴収税額	△ 63,620	
申告納税額	816,300	（百円未満切捨）⇐ コメントを記入する
予定納税額	△ 200,000	
第3期納付税額	616,300	

※ 解答に当たって、『△』は示す必要はない。

2 算出税額

1 課税総所得金額

$$\text{課税総所得金額} \times \text{超過累進税率※} = \text{税額}$$

2 課税山林所得金額 ⇨ 5分5乗方式

$$\text{① 課税山林所得金額} \times \frac{1}{5} = \text{〔a〕}$$

$$\text{② 〔a〕} \times \text{超過累進税率※} = \text{〔b〕}$$

$$\text{③ 〔b〕} \times 5 = \text{税額}$$

3 課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{超過累進税率※} = \text{税額}$$

※ 超過累進税率（速算表）

$$\text{…… 〔A〕} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

課税所得金額〔A〕		税率	控除額
1,950,000円以下		5%	－円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

❗ 速算表は、参考資料で与えられる。



参考 課税山林所得金額の税額計算（5分5乗方式）

- ① 課税山林所得金額を $\frac{1}{5}$ する（ $\div 5$ でもよい）。
- ❖ 千円未満の端数があっても、切り捨てない。
- ② ①の金額に速算表の税率を乗じ控除額を控除する。
- ③ ②の金額を5倍する。

〔例 示〕

- (1) 課税総所得金額 20,000,000円
- (2) 課税山林所得金額 36,000,000円
- (3) 課税退職所得金額 1,000,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	10,354,000	(1) 課税総所得金額に係る税額 $20,000,000 \times 40\% - 2,796,000 = 5,204,000$ (2) 課税山林所得金額に係る税額 ① $36,000,000 \times \frac{1}{5} = 7,200,000$ ② $7,200,000 \times 23\% - 636,000 = 1,020,000$ ③ $1,020,000 \times 5 = 5,100,000$ (3) 課税退職所得金額に係る税額 $1,000,000 \times 5\% = 50,000$ (4) 合 計 10,354,000

※ 課山の②と③は、まとめてもよい。

$$(7,200,000円 \times 23\% - 636,000円) \times 5 = 5,100,000円$$

3 税額控除額

代表的な税額控除には、**配当控除**がある。

4 源泉徴収税額

配当金や給料などの支払を受ける場合には、所得税が天引きされる。
天引きされる所得税を**源泉徴収税額**といい、**前払税額の性格**を有する。
したがって、**税込金額**（源泉徴収税額控除前の金額）を基礎に所得を計算し、
所得税額から**源泉徴収税額**を控除（**精算**）する。

〔例 示〕

配当金の手取額 800,000円（源泉徴収税額 200,000円）

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
配 当 所 得	1,000,000	800,000 + 200,000	= 1,000,000 ⇐ 税込金額

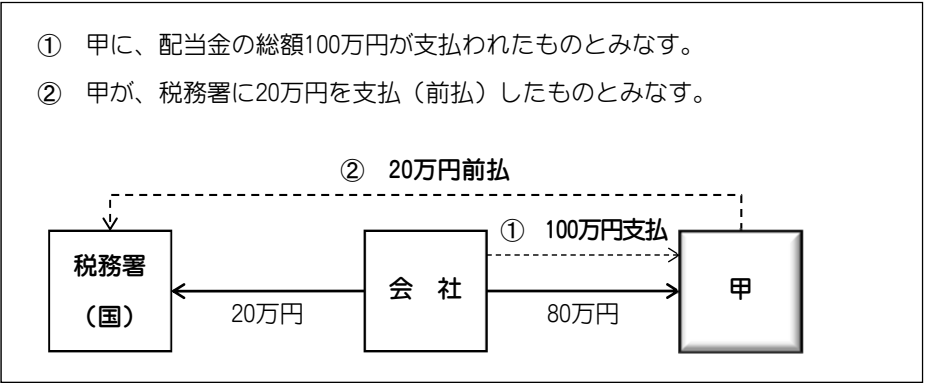
:

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
算 出 税 額	×××		
配当控除額	△ ×××		
源泉徴収税額	△ 200,000	← 控除（精算）	
申告納税額	×××	〔百円未満切捨〕	

《図 解》考え方

- ① 甲に、配当金の総額100万円が支払われたものとみなす。
② 甲が、税務署に20万円を支払（前払）したものとみなす。



5 申告納税額

算出税額から税額控除額及び源泉徴収税額を控除して申告納税額を計算する。

※ 黒字で百円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

〔例 示〕 申告納税額が赤字（還付）の場合

① 算出税額	300,000円
② 配当控除額	20,000円
③ 源泉徴収税額	563,620円

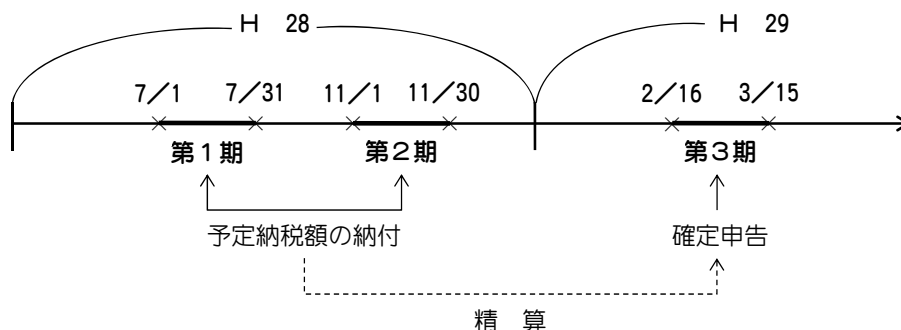
IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	300,000	
配 当 控 除 額	△ 20,000	
源泉徴収税額	△ 563,620	
申 告 納 税 額	△ 283,620	⇨ 赤字（還付）の場合は、切捨てない

6 予定納税額

前年分の実績で、一定の者は、7月（第1期）と11月（第2期）に所得税を前払（予定納税）しなければならない。

予定納税額は、確定申告の際に控除（精算）する。



設 例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

〔資 料〕

1. 課税所得金額

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 課税総所得金額 | 14,289,000円 |
| (2) 課税山林所得金額 | 6,000,000円 |
| (3) 課税退職所得金額 | 4,000,000円 |

2. 配当控除額 11,500円

3. 源泉徴収税額 46,150円

4. 予定納税額 520,000円

〔参 考〕速 算 表

課 税 総 所 得 金 額 等		税 率	控 除 額
	1,950,000円以下	5 %	—円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額		(1) 課税総所得金額に係る税額 (2) 課税山林所得金額に係る税額 (3) 課税退職所得金額に係る税額 (4) 合 計
配 当 控 除 額		
源 泉 徴 収 税 額		
申 告 納 税 額		
予 定 納 税 額		
第3期納付税額		

解説

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	3,851,870	(1) 課税総所得金額に係る税額 $14,289,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,179,370$ (2) 課税山林所得金額に係る税額 $6,000,000 \times \frac{1}{5} = 1,200,000$ $1,200,000 \times 5\% = 60,000$ $60,000 \times 5 = 300,000$ (3) 課税退職所得金額に係る税額 $4,000,000 \times 20\% - 427,500 = 372,500$ (4) 合 計 3,851,870
配当控除額	11,500	
源泉徴収税額	46,150	
申告納税額	3,794,200	(百円未満切捨) ⇔ コメントを付すこと
予定納税額	520,000	
第3期納付税額	3,274,200	


トレーニング 問題6～8

column 超過累進税率の考え方

超過累進税率は、所得税法第89条において、次のように規定されています。

課 税 総 所 得 金 額 等	税 率
195万円以下の金額	5 %
195万円超 330万円以下の 部分 の金額	10%
330万円超 695万円以下の 部分 の金額	20%
695万円超 900万円以下の 部分 の金額	23%
900万円超 1,800万円以下の 部分 の金額	33%
1,800万円超 4,000万円以下の 部分 の金額	40%
4,000万円超の部分の金額	45%

超過累進税率は、所得が増えるにつれ、税率も高くなりますが、所得全体に高い税率を適用するわけではなく、一定の金額を超えた部分の金額に対して、高い税率を適用する仕組みになっています。

したがって、条文どおりに所得税額の計算をしようとすると、適用される税率ごとに所得金額を区分して計算しなければなりません。

しかし、これでは計算が煩雑になってしまうため、実際は、22ページの超過累進税率の速算表を使って、税額計算をします。

〔例 示〕

課税総所得金額が 6,000,000円の場合

〔条文上〕

	6,000,000円		
	2,700,000円	× 20%	= 540,000円
3,300,000円 …	1,350,000円	× 10%	= 135,000円
1,950,000円 …	1,950,000円	× 5%	= 97,500円
			772,500円

※ 600万円のうち195万円までは5%、195万円から330万円までの135万円が10%、330万円超の270万円が20%の税率が適用される。

〔速算表〕

$$6,000,000\text{円} \times 20\% - \underline{427,500\text{円}} = \underline{772,500\text{円}}$$



$(1) \quad 1,950,000\text{円} \times (20\% - 5\%) = 292,500\text{円}$ $(2) \quad 1,350,000\text{円} \times (20\% - 10\%) = 135,000\text{円}$	$\left. \vphantom{\begin{array}{l} (1) \\ (2) \end{array}} \right\} 427,500\text{円}$
---	--

※ 速算表では、課税所得金額の全体に、適用される税率のうちもっとも高い税率（限界税率といいます。）を乗じ、実際の税率による税額との差額部分を控除額として控除する仕組みになっています。

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
レギュラー P 1～5

問題編

問題1 各種所得の金額（シートあり）**基礎**

— ④ 4分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分（平成28年分）の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕

(1) 株式の剰余金の配当に係る所得	150,000円
(2) アパートの賃貸に係る所得	2,670,000円
(3) 製造業に係る所得	2,700,000円
(4) 給料収入に係る所得	2,075,000円
(5) 退職一時金に係る所得	1,800,000円
(6) 平成9年に取得した山林の譲渡に係る所得	4,300,000円
(7) 平成24年に取得した絵画の譲渡に係る所得	500,000円
(8) 平成15年に取得した骨とう品の譲渡に係る所得	2,580,000円
(9) 懸賞の賞金に係る所得	300,000円
(10) 厚生年金に係る所得	1,000,000円
(11) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	88,000円

問題2 課税標準①（シートあり）**基礎**

— ④ 3分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資料〕 本年分の各種所得の金額

配当所得の金額	150,000円	譲渡所得の金額（総合短期）	500,000円
不動産所得の金額	2,670,000円	（総合長期）	2,580,000円
事業所得の金額	2,700,000円	一時所得の金額	300,000円
給与所得の金額	2,075,000円	雑所得の金額	1,088,000円
退職所得の金額	1,800,000円		
山林所得の金額	4,300,000円		

問題3 課税標準②（シートあり）**基礎**

— 5分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資料〕

(1) A株式会社から受けた給料及び賞与に係る所得	3,290,000円
(2) 貸家の貸付けに係る所得	1,638,000円
(3) 製造業に係る所得	15,068,340円
(4) 昭和62年に取得した山林の譲渡に係る所得	16,800,000円
(5) B株式会社から受けた剰余金の配当に係る所得	138,600円
(6) 平成17年に取得した宝石の譲渡に係る所得	238,000円
(7) 平成25年に取得した絵画の譲渡に係る所得	86,000円
(8) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	53,000円
(9) クイズの賞金に係る所得	390,000円

問題4 課税所得金額①（シートあり）**基礎**

— 2分 —

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

〔資料〕

1. 甲の本年分の課税標準は次のとおりである。

(1) 総所得金額	10,623,000円
(2) 山林所得金額	4,300,000円
(3) 退職所得金額	1,800,000円

2. 甲の本年分の所得控除額は 2,444,500円である。

問題5 課税所得金額②（シートあり）

基礎

- 7分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

〔資料〕

- 甲の本年分の所得は次のとおりである。

(1) 卸売業に係る所得	9,360,520円
(2) A株式会社からの給料、賞与に係る所得	4,620,720円
(3) A株式会社からの退職金に係る所得	6,210,000円
(4) 平成14年に取得した書画の譲渡に係る所得	280,000円
(5) 懸賞クイズの当選金に係る所得	120,000円
(6) 国民年金に係る所得	162,000円
(7) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	38,621円
- 甲の本年分の所得控除額は 2,480,000円である。

問題6 納付税額①（シートあり）

基礎

- 10分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

〔資料〕

- 甲の本年分の課税所得金額は次のとおりである。

(1) 課税総所得金額	8,178,000円
(2) 課税山林所得金額	4,300,000円
(3) 課税退職所得金額	1,800,000円
- 甲の本年分の配当控除額は 15,000円である。
- 甲の本年分の源泉徴収税額は 1,045,620円である。
- 甲が本年中に納付した予定納税額は 120,000円である。

《参考資料》所得税の速算表

課税総所得金額等	税率	控除額
1,950,000円以下	5 %	— 円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000 円
40,000,000円超	45 %	4,796,000 円

解答編

問題 1

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	150,000	
不 動 産 所 得	2,670,000	
事 業 所 得	2,700,000	
給 与 所 得	2,075,000	
退 職 所 得	1,800,000	
山 林 所 得	4,300,000	
譲 渡 所 得		
(総 合 短 期)	500,000	
(総 合 長 期)	2,580,000	
一 時 所 得	300,000	
雑 所 得	1,088,000	1. 公的年金等 1,000,000 2. その他の雑所得 88,000 3. $1 + 2 = 1,088,000$

【解答への道】

各種所得の金額の計算上の注意点

(1) 譲渡所得は、譲渡した資産の保有期間に応じ総合短期又は総合長期に区分し、それぞれ別個に認識する。

絵画の譲渡は、保有期間が5年以下であるため総合短期に該当し、骨とう品の譲渡は、保有期間が5年超であるため総合長期に該当する。

(2) 雑所得は、公的年金等とその他の雑所得に区分し、それぞれの合計額を雑所得の金額として認識する。

問題 2

Ⅱ 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	10,623,000	$150,000 + 2,670,000 + 2,700,000 + 2,075,000 + 500,000$ $+ (2,580,000 + 300,000) \times \frac{1}{2} + 1,088,000 = 10,623,000$
山 林 所 得 金 額	4,300,000	
退 職 所 得 金 額	1,800,000	
合 計	16,723,000	

【解答への道】

各課税標準の名称及び計算

総 所 得 金 額	山林所得及び退職所得以外の各種所得の金額を総合(合算)する。 なお、総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1後の金額を総合(合算)する。
山林所得金額	山林所得の金額を転記する。
退職所得金額	退職所得の金額を転記する。

問題3

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	138,600	
不 動 産 所 得	1,638,000	
事 業 所 得	15,068,340	
給 与 所 得	3,290,000	
山 林 所 得	16,800,000	
譲 渡 所 得		
(総 合 短 期)	86,000	
(総 合 長 期)	238,000	
一 時 所 得	390,000	
雑 所 得	53,000	

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	20,587,940	$138,600 + 1,638,000 + 15,068,340 + 3,290,000 + 86,000$ $+ (238,000 + 390,000) \times \frac{1}{2} + 53,000 = 20,587,940$
山林所得金額	16,800,000	
合 計	37,387,940	

問題4

Ⅲ 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課税総所得金額	8,178,000	$10,623,000 - 2,444,500 = 8,178,000$ 〔千円未満切捨〕
課税山林所得金額	4,300,000	
課税退職所得金額	1,800,000	

【解答への道】

各課税所得金額の名称及び計算

課税総所得金額	総所得金額から所得控除額の合計額を控除する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。
課税山林所得金額	山林所得金額を転記する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。
課税退職所得金額	退職所得金額を転記する。 なお、千円未満の端数がある場合には切捨てる。

問題5

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
事 業 所 得	9,360,520	
給 与 所 得	4,620,720	
退 職 所 得	6,210,000	
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	280,000	
一 時 所 得	120,000	
雑 所 得	200,621	1. 公的年金等 162,000 2. その他の雑所得 38,621 3. $1 + 2 = 200,621$

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	14,381,861	$9,360,520 + 4,620,720 + (280,000 + 120,000) \times \frac{1}{2}$ $+ 200,621 = 14,381,861$
退 職 所 得 金 額	6,210,000	
合 計	20,591,861	

III 課税所得金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 総 所 得 金 額	11,901,000	$14,381,861 - 2,480,000 = 11,901,000$ 〔千円未満切捨〕
課 税 退 職 所 得 金 額	6,210,000	

【解答への道】

1. 国民年金は、雑所得の公的年金等として課税される。
2. 総所得金額から所得控除額を控除して、課税総所得金額を計算する。

その際に、千円未満の端数がある場合には切り捨てる。